

# 滞在コンテンツ造成支援事業実施要領

制定 令和4（2022）年4月13日

## 第1 事業の目的

滞在コンテンツ造成支援事業（以下「本事業」という。）は、観光客の滞在時間の長期化等を図る着地型旅行商品の開発を促進し、観光客及び宿泊客の増加に資することを目的とする。

## 第2 事業の内容

県は、旅行業法第3条の規定により第二種、第三種又は地域限定旅行業務の登録を受けた栃木県知事登録旅行者（以下「旅行者」という。）が次の事業を行う場合に、当該旅行者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

事業の名称	内 容
滞在コンテンツ造成支援事業	地域の特性を活かした着地型旅行商品の創出を目的とした企画、実証実験及び商品化に向けた検討

2 前項の規定にかかわらず、人材の育成に要する経費、実証実験に係るモニターツアー催行の経費及び商品化に向けた検討に係る商品売り込み方法の検討に要する経費は、補助対象経費から除くものとする。

## 第3 事業の主体

第2第1項で定める旅行者

## 第4 交付の目的等

交付の目的、交付の対象となる事業の内容、補助対象経費、補助率、補助上限額、交付の相手方、その他補助金の交付に関することについては、別に定める「滞在コンテンツ造成支援事業費補助金交付要領」（以下「交付要領」という。）によるものとする。

## 第5 事業対象の選定

(1) 「滞在コンテンツ造成支援事業実施計画書」の提出

第2に掲げる事業について補助を受けようとする旅行者は、本事業の実施を希望する年度の知事が別に定める日までに「滞在コンテンツ造成支援事業実施計画書」（様式1）を知事に提出するものとする。

(2) 事業対象の選定

知事は、「滞在コンテンツ造成支援事業実施計画書」（様式1）が提出されたときは、別表に定める「滞在コンテンツ造成支援事業選定基準」に基づき対象事業を選定する。

## 第6 助成措置

県は、第5（2）の規定により選定された事業の実施に要する経費のうち当該年度に要する費用に限り、予算の範囲内において交付要領により助成を行う。

## 第7 事業実施に必要な事項

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4（2022）年4月13日から施行し、同年度の補助金について適用する。